

通達区分	一般通達
有効期間	5年(令和13年3月31日まで)

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本規第528号
令和7年10月1日
交通部 長

風水害に備えた各種交通対策の推進について(通達)

近年、台風や大雨(以下「風水害」という。)の頻発化や被害の激甚化が顕著となる中、これまで風水害時に実施すべき交通対策については、「風水害に備えた各種交通対策の推進について」(令和2年2月14日付け宮本規第398号。以下「前通達」という。)に基づき進められてきたところであるが、引き続き、下記のとおり、同対策の着実な推進に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、前通達は廃止する。

記

1 趣旨

風水害は、気象情報等を踏まえた事前対策を講ずることが可能であるため、別添「風水害における交通対策タイムライン」に基づき、交通部交通規制課(以下「交通規制課」という。)と警察署が各時点で何をすべきかの共通認識を持って事案対処に当たることにより、迅速かつ的確に災害対策を実施できるようにするものである。

2 風水害時に実施すべき交通対策

(1) 平素からの準備(基礎情報の整理)

ア 交通信号機用電源付加装置の設置状況等の確認

災害等による信号機滅灯時の交通対策として整備している交通信号機用電源付加装置は、「交通信号機用電源付加装置管理要領の一部改正について(通達)」(令和5年3月15日付け宮本規第716号)により管理及び運用しているところ、警察署配備状況や故障の有無等を定期的に確認すること。

イ 滅灯信号機対応優先基準の更新

各警察署では、管内における全ての信号交差点を対象として、災害時に信号機が滅灯した場合の交差点ごとの対応方針(以下「滅灯信号機対応優先基準」という。)を策定しているところ、道路交通実態の変化等を踏まえた内容の見直しを図ること。

【滅灯信号機対応優先基準】

A：① 信号機電源付加装置設置交差点

② 緊急輸送ルート(緊急交通路指定予定路線及び緊急交通路指定予定路線の迂回路)上の交差点又は主要幹線道路(国道、県道)が交差する交差点のうち、交通秩序を維持するために最優先で対応すべき交差点で可搬式発動発電機の接続又は警察官により交通整理を行う必要がある交差点

B： 主要幹線道路(国道、県道)が交差する交差点のうち、交通秩序を維持

するために優先して対応すべき交差点で可搬式発動発電機の接続又は警察官により交通整理を行う必要がある交差点

C： 主要幹線道路に準ずる道路が交差する交差点のうち、上記A、Bに準じて警察官により交通整理を行う必要がある交差点

D： 上記以外の交差点(一時停止規制等で代替措置が可能な交差点等)

ウ 危険箇所等の把握

先制的に交通対策を実施すべき危険箇所等^注について、関係機関と情報共有を図るとともに、同所で冠水等が見込まれる場合の措置についても、道路管理者と役割分担するなど、迅速な初動対応に資する調整を行うこと。

注： 従来から把握しているアンダーパス等に加え、関係機関が河川のハザードマップや過去の冠水情報等により把握している箇所のほか、避難行動に伴う交通渋滞のボトルネック箇所等をいう。

エ 先制的な交通対策を実施すべき場所の選定

近年の河川の氾濫による被害の激甚化を踏まえ、ウで把握したハザードマップと主要道路の位置関係、普段の交通流、浸水した場合に想定される被害の大きさ等から河川が氾濫する前から先制的に通行止め等の交通対策を行うべき箇所をあらかじめ選定しておくこと。

また、選定した箇所が大雨時に通行止めを行う可能性のある道路として住民に周知されるよう努めること。

(2) 迅速な情報収集

ア 関係機関からの情報収集

河川の氾濫や大規模な土砂崩れ等の災害発生情報を関係機関から積極的に収集するとともに、交通警察による対応が想定される特異事案を認知した場合には、交通規制課に速報すること。

イ 被害状況の早期把握

大規模な被害が発生した場合には、現場対応に忙殺され、情報が埋没することもあるため、関係機関からの報告待ちとなることなく、各種媒体から得られる情報を踏まえた積極的な情報収集を行うとともに、信号機の滅灯、特異な渋滞の発生などを認知した場合には、交通規制課に速報すること。

また、映像情報は、現場の状況を迅速かつ正確に把握するために有効であるため、PIII等を活用した積極的な情報収集に取り組むこと。

なお、関係機関等への聴き取りに際しては、憶測や先入観を加えず、正確に情報収集するよう留意すること。

(3) 大規模な信号機の滅灯事案への対策

ア 全容の早期把握

信号機の滅灯事案を認知した場合には、各電力会社の停電情報を確認の上、早期に全容を把握すること。

また、河川の氾濫等によって、大規模な冠水が発生した場合には、立入の可否別により、状況把握ができた地域と未把握の地域を区分し、後々の数値変動

の有無も含めた正確な情報把握に努めること。

イ 信号機の滅灯箇所における対策

信号機の滅灯箇所においては、滅灯信号機対応基準に基づく信号交差点のランク付けに応じた可搬式発動発電機の設置や警察官による交通整理等の対応を実施し、交通の安全と円滑を確保すること。

なお、可搬式発動発電機の設置に当たっては、雨天時の稼働や盗難防止措置にも配慮すること。

(4) 交通の円滑化対策

ア 広域的な迂回路対策の実施

広域的に迂回路を設定する場合には、交通規制課、隣接警察署、道路管理者等と連携し、大型車の交互通行の可否や渋滞状況等を踏まえた所要の調整を行うこと。

また、ボトルネックとなり得る信号交差点における信号機の手動介入、必要な交通規制の実施、交通総量の抑制広報、迂回路・渋滞状況等に関するタイムリーな情報発信(TV、ラジオ、交通情報板、サインカー等の活用)等の対策を実施すること。

イ 災害復旧に関する車両の円滑な通行の確保

ライフラインの復旧や燃料輸送等に従事する車両の円滑な通行を確保することは、迅速な災害復旧に寄与する対策となるため、関係事業者等から協力要請があった場合には、交通規制課に速報の上、連携して対応すること。

ウ 施設管理者対策の実施

風水害による被害が発生した地域では、営業可能なガソリンスタンドやホームセンター等に車両が集中し、駐車場から溢れた車両が路肩に滞留することによる混雑が発生するため、同種事案を認知した場合には、施設管理者に対し、周囲の交通状況を勘案した具体的な誘導方法を教示した上で、誘導員の配置などの所要の措置を講ずるよう協力を要請し、円滑な通行の確保に努めること。

(5) 先制的な交通対策の実施

警報又は特別警報が出される規模の大雨により、河川の氾濫による冠水等が想定される場合においては、人命を守る観点から時期を失することなく、道路交通法に基づく通行禁止規制を直ちに実施すること。

特に、2(1)エで選定した箇所については、河川の氾濫や浸水を待つことなく、通行止めの規制を行い、冠水による被害を防止する対策に取り組むこと。

また、これらの場合には、交通規制課に速報の上、道路管理者はもとより、関係自治体等とも連携し、交通規制や迂回路等に関する情報発信に努めること。

なお、交通規制の実施に当たっては、河川情報を踏まえた的確な指示を行うなど、職員の殉職・受傷事故防止に万全を期すこと。

3 その他

(1) 教養、訓練の実施

平素から、可搬式発動発電機の取扱要領や信号機の手動介入等に関する教養及び訓練を実施し、職員の練度向上と殉職・受傷事故防止に努めること。

(2) 関係機関との連携体制の構築

夜間及び閉庁日であっても、初動対応が円滑に行われるよう、平素から関係機関との間で、連絡体制、役割分担、情報共有要領等の調整を行い、緊密な連携体制を構築すること。

(3) 発災時における報告と情報の取りまとめ

各種交通対策を迅速かつ的確に実施するためには、交通規制の実施状況、交通安全施設の障害状況、信号機電源付加装置及び発電機の活用状況、交通対策の従事体制、信号機の滅灯中に発生した交通事故件数等を把握する必要がある。

このため、警察署においては、事象を把握した都度、交通規制課への報告に努めるものとし、交通規制課においては、発災当初から担当者を指定し、情報の取りまとめに努めること。

別添 風水害における交通対策タイムライン

想定時間
 24時間前
 被害発生
 24時間後
 48時間後

	初動体制の確立と情報の収集	信号機の滅灯事案への対策	交通の円滑化対策等
事前準備	○初動体制の確立 ➢ 道路の通行可否及び信号機の滅灯状況等の確認を迅速に実施できる体制を確保 ○関係機関における体制等の確認（窓口設定） ○気象情報等の収集	○信号機電源付加装置及び可搬式発動発電機の燃料及び故障の有無等の確認 ○装備資機材の確認 ○滅灯信号機対応優先基準によるランク付けや可搬式発動発電機の調達可能台数等の基礎資料の準備	○先制的交通対策を実施すべき危険箇所に関する基礎資料の準備
直前準備	○関係機関からの情報収集 ➢ 知事部局や道路管理者等との情報共有 ➢ 交通警察による対応が想定される事案に関する情報の収集	○本部執行隊や可搬式発動発電機の先行配置 ➢ 風水害の規模や影響を踏まえ、基礎資料に基づく配置計画等を検討し、応援派遣の必要が認められる場合には、ブロック警察署等への人員や発電機の先行配置を実施	○先制的交通対策の実施 ➢ 予め選定した危険箇所について、降水状況等を踏まえ浸水を待つことなく、道路交通法に基づく通行禁止規制を実施するとともに、関係機関と連携した交通規制や迂回路等に関する情報発信を実施
被害発生	○広域管制システム等を活用した情報収集 ➢ I T Vや現場からの無線報告等による情報収集 ○幹線道路の通行可否情報等の収集 ➢ 各種媒体から得られる情報を踏まえた本部主体による積極的な情報収集と特異事案を認知した場合における警察庁への速報 ○プローブ情報（通行実績）の分析 ➢ 被災地域への流入経路や迂回路等の検討 ○ヘリによる道路損壊状況等の確認	○信号機の滅灯状況の把握 ➢ 電力会社の停電情報を確認の上、管制エリアの内外を問わず、早期に全容を把握 ○信号機の滅灯箇所への対応 ➢ 警察官の配置や可搬式発動発電機の活用等による交通の秩序化 ○信号機電源付加装置及び可搬式発動発電機への給油対応	○道路管理者による速やかな通行止め情報の提供と警察による日本道路交通情報センターを通じた交通情報のタイムリーな提供 ⇒日本道路交通情報センターによる「災害時情報提供サービス」の立ち上げと詳細情報の提供 ○ドライバーに対する広報 ➢ カーナビ、交通情報板、サインカー、誘導標識車、パトカー等を活用した広報の実施 ○SNS、HP等を活用した情報発信
生	○応援要請の検討 ➢ 自県のみでは、各種交通対策に従事する人員及び資機材の確保が困難となる恐れのある場合における他県への応援要請の検討		
後の対応	○復旧した信号機の点検、調整 ➢ 信号機の設定値に係る点検、調整 ➢ 灯器の向き等の調整等が必要な場合における保守業者との連携対応		○信号機の設定変更等の実施 ➢ 信号機の手動介入や定数設定変更等による交通の秩序化 ○広域的な迂回路対策の実施 ➢ 都市間交通が遮断された場合における警察庁、関係都府県警察及び道路管理者と連携した広域的な迂回路対策の実施 ○ライフラインの復旧や燃料輸送等に従事する車両の円滑な通行の確保 ○施設管理者対策の実施 ➢ 店舗駐車場から溢れた車両に起因する交通の混雑が発生した場合における解消対策の実施
	【被害発生後に把握すべき情報】 各種交通対策を迅速かつ的確に実施するため、以下の情報の把握に努めること ○災害の規模、被害状況等 ○道路の損壊状況、交通状況等の交通情報 ○交通安全施設の障害状況（特に、信号機の滅灯状況） ○信号機電源付加装置及び可搬式発動発電機の活用状況 ○各種交通対策の従事体制 ○信号機の滅灯中に発生した交通事故件数		